

源泉徴収 簡単まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

源泉徴収 簡単まとめ

源泉徴収とは、会社が従業員の給与から所得税などをあらかじめ差し引いて納付する制度です。所得税は、年間の収入から各種控除（基礎控除や社会保険料など）を引いた「課税所得」に税率をかけて計算しますが、会社員は勤務先が自動で計算・天引きしてくれるため、手続きの手間がありません。これが「源泉徴収税額」です。

源泉徴収税額は「給与所得の源泉徴収税額表」を用いて算出

源泉徴収税額は、国税庁の「給与所得の源泉徴収税額表」を用いて算出します。税額表には以下の3種類があり、給与の支払い形態に応じて使い分けます。

- 月額表：月給制
- 日額表：日給制、週払い、日割り支払い
- 賞与に対する源泉徴収額の算出率の表：ボーナス支給時

ただし、次の場合は賞与用ではなく「月額表」を使用します。

- 前月に給与の支払いがない場合
- ボーナスが前月の給与の10倍を超える場合

「扶養控除申告書」の提出有無で税額表の参照欄が変わる

源泉徴収税額を決定する際、使用する税額表の欄（甲欄・乙欄・丙欄）は、従業員の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出状況により異なります。

- ・ **甲欄**：申告書を提出（扶養・配偶者控除あり）
- ・ **乙欄**：申告書未提出（控除なし）
- ・ **丙欄**：日雇賃金の従業員や、2か月以内の短期（有期雇用）のパート・アルバイトで、日給・時間給で支払う従業員が対象。申告書の提出は不要（控除なし）。

税額の算出には、給与総額から社会保険料（厚生年金、健康保険、雇用保険など）を差し引いた後の金額を使います。

例：扶養親族が1人いる会社員で、社会保険料等を差し引いた後の給与が**27万円**の場合

1. 「月額表」の中から、27万円を含む金額帯を探す
2. 「扶養親族等の数：1人」の**甲欄**の金額を確認→ 税額：5,670円

社会保険料控除後の給与等の金額（月額）	扶養親族等の数：0人 （甲欄）	扶養親族等の数：1人 （甲欄）
270,000円以上 272,000円未満	8,420円	5,670円

源泉徴収 簡単まとめ

源泉徴収の対象となる所得と納付のルール

源泉徴収は、給与や賞与だけでなく、弁護士・税理士への報酬、原稿料、利子・配当金、退職金、現物給与なども対象です。

差し引いた税金は、会社などの義務者が**翌月10日までに税務署へ納付**します。遅れた場合は延滞税などのペナルティが課されることがあります。

従業員が10人未満の事業所は、申請により年2回の納付（7月10日・翌年1月20日）に変更できる特例も利用可能です。